

平成 26 年度診療報酬改定の概要（緩和ケア関連部分の抜粋）

がん患者指導管理の充実

第 1 基本的な考え方

がん患者の精神的なケア、抗悪性腫瘍剤の副作用等の管理の重要性が増してきていることを踏まえ、がん患者に対する継続的な指導管理について評価を行う。

第 2 具体的な内容

がん患者カウンセリング料について、名称を変更するとともに、医師又は看護師が行う心理的不安を軽減するための介入及び医師又は薬剤師が行う抗悪性腫瘍剤の副作用等の管理指導の評価を新設する。

現行	改定後
<p>【がん患者カウンセリング料】</p> <p>500点</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>[算定要件]</p> <p>(新規)</p>	<p>【がん患者指導管理料】</p> <p>1 医師が看護師と共同して治療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合</p> <p>500点</p> <p>2 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合</p> <p>200点(新)</p> <p>3 医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合</p> <p>200点(新)</p> <p>[算定要件]</p> <p>2 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合</p>

<p>(新規)</p>	<p><u>がんと診断された患者であって</u> <u>継続して治療を行うものに対して、</u> <u>当該患者の同意を得て、当該保険医</u> <u>療機関の保険医又は医師の指示に</u> <u>基づき看護師が、患者の心理的不安</u> <u>を軽減するための指導を実施した</u> <u>場合に、6回に限り算定する。</u></p> <p>3 <u>医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤</u> <u>の投薬又は注射の必要性等につい</u> <u>て文書により説明を行った場合</u> <u>がんと診断された患者であって</u> <u>継続して抗悪性腫瘍剤の投薬又は</u> <u>注射を実施されているもの（予定を</u> <u>含む）に対して、当該患者の同意を</u> <u>得て、当該保険医療機関の保険医ま</u> <u>たは医師の指示に基づき薬剤師が、</u> <u>抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必</u> <u>要性等について文書により説明等</u> <u>を行った場合に、6回に限り算定す</u> <u>る。</u></p>
<p>[施設基準] (新規)</p>	<p>[施設基準]</p> <p>2 <u>医師又は看護師が心理的不安を</u> <u>軽減するための面接を行った場合</u></p> <p>① <u>当該保険医療機関に、緩和ケアの</u> <u>研修を修了した医師及び専任の看</u> <u>護師がそれぞれ1名以上配置され</u> <u>ていること。</u></p> <p>② <u>①に掲げる看護師は、5年以上が</u> <u>ん患者の看護に従事した経験を有</u> <u>し、がん患者へのカウンセリング等</u> <u>に係る適切な研修を修了した者で</u> <u>あること。</u></p>

<p><u>(新規)</u></p>	<p>③ <u>患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。</u></p> <p>3 <u>医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合</u></p> <p>① <u>当該保険医療機関に、化学療法の経験を5年以上有する医師及び専任の薬剤師がそれぞれ1名以上配置されていること。</u></p> <p>② <u>①に掲げる薬剤師は、3年以上化学療法に係る業務に従事した経験を有し、がんに係る適切な研修を修了し、がん患者に対する薬剤管理指導の十分な実績を有する者であること。</u></p> <p>③ <u>患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。</u></p>
--------------------	---

緩和ケアを含むがん医療の推進について①

がん患者指導管理の充実

- がん患者の精神的なケア、抗悪性腫瘍剤の副作用等の管理の重要性が増してきていることを踏まえ、医師又は看護師が行う心理的不安を軽減するための介入及び医師又は薬剤師が行う抗悪性腫瘍剤の副作用等の指導管理の評価を新設する。

【現行】

がん患者カウンセリング料	500点
--------------	------

【改定後】

がん患者指導管理料	
1 医師が看護師と共同して治療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合（1回に限り）	500点
2 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合（6回に限り）	200点
3 医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合（6回に限り）	200点

【施設基準】

1は従来のがん患者カウンセリング料と同様。

2の場合：

- ① 当該保険医療機関に、緩和ケアの研修を修了した医師及び専任の看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。
- ② ①に掲げる看護師は、5年以上がん患者の看護に従事した経験を有し、がん患者へのカウンセリング等に係る適切な研修（6月以上600時間以上）を修了した者であること。等

3の場合：

- ① 当該保険医療機関に、化学療法の経験を5年以上有する医師及び専任の薬剤師がそれぞれ1名以上配置されていること。
- ② ①に掲げる薬剤師は、3年以上化学療法に係る業務に従事した経験を有し、40時間以上のがんに係る適切な研修を修了し、がん患者に対する薬剤管理指導の実績を50症例以上有する者であること。等

【対象患者】

1の場合：がんと診断された患者であって継続して治療を行う者。

2の場合：がんと診断された患者であって継続して治療を行う者のうち、STAS-J(STAS日本語版)で2以上の項目が2項目以上該当する者、又はDCS(Dicisional Conflict Scale)40点以上のものであること。

3の場合：悪性腫瘍と診断された患者のうち、抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射されている者。（算定期間は、抗悪性腫瘍剤の投薬若しくは注射の開始日前30日以内、又は投薬若しくは注射をしている期間に限る。）